

当財団で発生した業務上横領事件に関するお詫び

平成 26 年 3 月、当財団において経理、財務関連の業務を担当していた元職員による業務上横領事件が発覚いたしました。当財団は、直ちに警察への相談を行うとともに、事件の全容解明のための調査を行ってまいりました。

当該職員は、事件発覚当時は当財団の事務局次長の職にありましたが、平成 26 年 7 月 29 日付けで懲戒解雇いたしました。また、当該職員は平成 26 年 9 月に警察に逮捕され、業務上横領の罪で起訴され本日現在公判が継続中です。

本件は、公益目的事業を行うための事業活動資金の一部を流出させ、また、当財団やその事業に対する社会的信頼を損なうものです。財団執行部ならびに理事会・評議員会・監事一同、公益財団法人として重い社会的責任を負いながら、1 億円を超える横領事件を防止できなかったことを深く反省し、皆さまにお詫び申し上げます。

かかる事態を重く受け止め、当財団は、被害の回復に向けて対応を行うとともに、関係責任者の処分も実施いたしております。また、今後、このような不祥事を起こさぬよう内部統制を強化し、再発防止のために日常業務におけるリスク管理を徹底させてまいります。

皆様の信頼を一日も早く回復できますよう、職員一同襟を正して職務に当たる所存です。今後ともご指導のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月 10 日

公益財団法人 吉田秀雄記念事業財団

理事長 森隆一